

「ラディカル」な運動の戦略／受容
—主体表象と承認の政治—
中谷いずみ（奈良教育大学）

「ラディカリズム」の成立要件を考えるという本シンポジウムは、切迫した今日的課題に真っ向から向き合おうとするものである。この意義深い取り組みにどれほど寄与できるか心許ないが、私の報告では、拙著『その「民衆」とは誰なのか』（青弓社 2013）でも取り上げた 1950 年代の原水爆禁止署名運動に見られる問題を参照しつつ、現在の状況を捉え直してみたい。この運動は「革新的」という意味では「ラディカル」な実践といえるが、「急進的」という意味ではこれにあたらぬだろう。ただここには「ラディカル」な運動における主体表象と承認の政治を考えるためのヒントが隠されている。その考察の契機として、まずは「脱原発と「母」「女」について考える」という座談会での大橋由香子の言葉を引用しよう（『インパクション』181号 2011年8月）

「インパクション」前号に私が書いたのは、母として脱原発の運動をしている人々を批判したいのではなく、母ということで括られることへの違和感が大きいんです。（略）フェミニストが、お母さんたちの脱原発を批判すると言われがちなんですが、そういうことではなくて、むしろ、マスコミや運動をする男たちが、いろんな女性が活動しているし女も（男も）多様なのに、「お母さんたちの運動」と一まとめにして持ち上げる雰囲気の問題を感じているんです。

1980年代におけるチェルノブイリ事故をきっかけとする反原発運動では「母親」が運動主体として前景化されたため、フェミニズムが「母性主義」「本質主義」と批判する事態が生じた。福島原発事故以後この批判は問い直されており、上記の引用もそうした文脈を踏まえた発言といえる。ただここで注目したいのは、大橋が「フェミニズム」と運動に参加する「母親」との対立としてではなく、「母」的なものを称揚したマスコミや男性運動者の問題と見なしている点である。つまりここで焦点化されているのは運動主体の表象であり、このような主体表象の問題は、誰の「声」が聞き届けられるのかという、運動の受容やそれを踏まえた戦略と極めて密接に繋がっている。この点について、まずは 1950 年代の原水爆禁止署名運動を例に考えてみたい。

1950年代に大きな展開を見せた原水爆禁止署名運動が、杉並区の女性たちの動きに端を発するものだったことはよく知られている。1954年3月の第五福竜丸乗組員の被曝をきっかけに杉並区議会は水爆実験禁止決議を採択し、それに呼応するかたちで杉並区の公民館に集う主婦や婦人団体協議会、公民館館長安井郁などを中心と

《シンポジウム》
「ラディカリズムの条件——窮迫する時代を見据えて」

して水爆禁署名運動杉並協議会が結成された。この動きは瞬く間に広がり、同年8月には原水禁署名運動全国協議会が発足、数多くの署名を集め、当時の首相鳩山一郎に原水爆禁止に協力するという約束をとりつけた。藤原修が指摘するように、この運動は、それまでの「党派的」「政治的」運動とは異なる「非政治的」運動と見なされることで「政治的」効果を発揮したといわれており（『原水爆禁止運動の成立—戦後日本平和運動の原像 1954-1955』明治学院国際平和研究所 1991）、またそれは運動の関係者たちが、「平和運動」＝「アカの運動」と見られて運動が広がらない状況の中で立てた緻密な戦略の成果であることも、丸浜江里子の詳細な調査によって明らかになっている（『原水禁署名運動の誕生—東京・杉並の住民パワーと水脈』凱風社 2011）。運動の牽引者でもあった安井郁は「生命と幸福を守るという明るい、建設的な面」や「歴史を明るい方向に変えてゆこう、という点を強調」したと述べており、その未来志向性によって従来運動に付着した「政治」や「党派」のイメージを消去したのである。

ここで注意したいのは、そのような戦略の中に女性の前景化も含まれていたという点である。例えば、世界平和集会東京世話人会・東京平和会議の提唱によって開かれた「原水爆禁止八百万署名全都懇談会」（1954年7月14日）議事録には、「婦人団体の人々による署名運動」が世間の誤解もなく捗ることが分かったので「婦人団体」を中心に活動を進めていくことが確認されたと記録されており、同年7月8日の水爆禁止署名運動杉並協議会の常任実行委員会議事録にも「民主的かつ超党派」というイメージを徹底させるために「婦人団体を大いに活用すべき」との発言が記されている（小林徹編・解説『原水爆禁止運動資料集』第1巻、緑蔭書房 1995）。また、必ずしもこうした戦略に因るものとはいえないが、原水禁署名運動に関する当時のメディア報道には、運動の担い手として女性を強調したり、女性の写真を掲載したりしたものも多く見られる。安井郁は「八、〇〇〇万の署名へ」（『改造』1954年9月号）という記事の中で、女性が目立って活動している理由として「かわいい子供たちの仕合せを守ることが、一生をつらぬく願いである母親という立場にとつては原水爆の驚異から子供たちを守るためにも、この署名運動に全力を捧げようという気持」をあげ、それを国連憲章前文の「戦争の惨害から、次の世代を救う」という言葉に重なるものと位置づけていく。つまり明るい未来に向けて子どもを守る「母親」の姿を前景化し、その表象を国連憲章という理念的かつ普遍的性質を与えられた言葉に繋がるものとして称揚するのである。

こうした戦略が原水禁署名運動の広がりを支えていたのだが、ここにジェンダー規範の再生産や、誰の「声」を聞くべきかという問題をめぐる承認の政治が潜んでいるのもまた事実だろう。特定の文脈や思想から免れ得る無垢な「母親」という表象は、〈子どもを守る〉という感情を「母親」に自然なものに見なすジェンダー規範に支えられている。また、このような「母親」表象が普遍化され運動主体として広く称揚されれば、「アカの運動」を排斥するような、即ち大文字の「イデオロギー」に左右されると思われる人びとの「声」を排するような風潮はより高まるだろ

《シンポジウム》
「ラディカリズムの条件——窮迫する時代を見据えて」

う。それは結果的に承認をめぐる既存の枠組みの強化をもたらし、「ラディカル」な実践の道を狭めてしまうことにもなりかねないのである。更に、子どもを守る「母」たちの署名による訴えという運動の様式は、上位レベルに決定権を握る政治主体の存在を前提とするという点でパターンナリズム的構造を有するものであり、訴える主体としての女性表象が承認されるのも、既存のジェンダー秩序や規範に適うからとも考えられるだろう。いずれにせよ、理念的かつ普遍的概念が前景化される時、誰がその代理表象に適当／不適当と見なされるのか、そしてそれを支える枠組みが何を要請し、何を不問としているのかを見ていかねばならないのである。

このような考察を経てあらためて現在を眺めた時、この問題が 1950 年代特有のものではないことに気づかされる。本報告ではこれらの問題の今日性について、特に脱原発運動や反レイシズム運動をめぐる言説を取り上げ、こうした考察を試みることにしたい。